政令

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十号

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年六月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十一号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百一号）第五条の四第三項、同法第五条の四第五項において準用する同法第五条第八項、同法第五条の五第二項において準用する同法第五条の三第一項、同法第六条の三第一項、第十八条第四項ただし書、第二十条第一項及び第二項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第二項第二号、同法第二十七条第一項、第三十五条及び第三十五条の二（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、同法第三十六条、第六十八条の十第一項及び第六十八条の二十三第四項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、同法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十五並びに同法第十六条の七第一項及び第四項並びに第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の二　建築基準関係規定（第九条）」を「第二節の二　構造計算適合判定資格者検定（第八条の四―第八条の六）」に、「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に、「建築基準適合判定資格者等（第九条の二・第九条の三）」を「建築基準適合判定資格者等の」に、「第百三十七条の十八」を「第百三十七条の十九」に改める。

第六条及び第八条の二第一項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改める。

第八条の三第三項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に、「資格検定事務規程」を「建築基準適合判定資格者検定事務規程」に改める。

第一章中第二節の二を第二節の三とし、同節の次に次の一節を加える。

第二節の四　特定増改築構造計算基準等

（特定増改築構造計算基準）

第九条の二　法第六条の三第一項本文の政令で定める基準は、第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することとする。

（確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準）

第九条の三　法第六条の三第一項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第十八条第四項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第八十一条第二項第二号イに掲げる構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとする。

第一章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　構造計算適合判定資格者検定

（受検資格）

第八条の四　法第五条の四第三項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する構造設計の業務

二　法第六条第四項若しくは法第十八条第三項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査の業務（法第二十条第一項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。）

三　建築物の構造の安全上の観点からする審査の業務（法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務を除く。）であつて国土交通大臣が同項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

（構造計算適合判定資格者検定の基準等）

第八条の五　法第五条の四の規定による構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするために必要な知識及び経験について行う。

2　第四条から第六条まで及び第八条の二の規定は構造計算適合判定資格者検定に、第七条及び第八条の規定は構造計算適合判定資格者検定委員について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の三各号に掲げる業務」とあるのは「法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は第八条の四各号に掲げる業務」と、同条第三項中「第六条第一項の建築基準関係規定」とあるのは「第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と、第五条第一項中「毎年」とあるのは「三年に」と、第六条中「第五条の二第一項」とあるのは「第五条の五第一項」と読み替えるものとする。

（受検手数料）

第八条の六　法第五条の五第二項において準用する法第五条の三第一項の受検手数料の額は、三万四千円とする。

2　第八条の三第二項及び第三項の規定は、前項の受検手数料について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十七条の九第一項」とあるのは、「第七十七条の十七の二第二項において準用する法第七十七条の九第一項」と読み替えるものとする。